

第 477 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 8 月 7 日（月） 11:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>それでは、定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、また暑い中にもかかわらず、第 477 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側委員の松野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としており、本日 3 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 477 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金額の改正決定について」です。</p> <p>専門部会で結論が出ておりますので、栗山部会長から報告をお願いします。</p>
栗山部会長	<p>それでは、報告いたします。</p> <p>7 月 3 日、岐阜労働局長から岐阜県最低賃金改正決定の諮問を受け専門部会が設置されました。</p> <p>7 月 27 日、第 1 回専門部会を開催し、8 月 3 日に中央最低賃金審議会から目安「B ランク（岐阜県）40 円」が伝達され、本日を含め 4 回にわたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を重ねてまいりましたが、残念ながら意見が一致することにはなりませんでした。</p> <p>まず、労働者側委員からは、</p> <p>生存権を確保するとともに労働対価として相応しい水準</p>

を確保すること、コロナ禍の影響を踏まえ経済、社会の活力の源となる人への投資、物価上昇が生活に及ぼす影響の実態を踏まえ消費者物価上昇率を考慮した引き上げ、労働力流出の原因となる地域間格差の縮小を図る。その4点を重点に置き、誰もが時給1,000円を早期に達成するとともに最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げを目指したいとの御意見でした。

これに対し使用者側委員からは、

最低賃金引き上げの影響を受けやすい中小企業比率並びに下請比率が高い岐阜県は、価格転嫁やコロナ禍からの業績回復等、厳しい企業が多いのが現状であることから、厳しい経営状況と経営に与える影響を十分考慮して、慎重な審議を行う必要がある。中央では生計費を重視した目安であったが、中小企業の経営の深刻化、地域経済及び雇用の実態に基づき賃金の支払能力についても、しっかり議論して3要素を考慮して決めるべきである等の意見が主張されました。

具体的な金額につきましては、労働者側からは、当初、2022 連合リビングウェイジに基づくプラス120円の1,030円が提示され、その後、歩み寄りがありプラス42円の952円が提示されました。

一方、使用者側からは、当初、第4表③Bランクの賃金上昇率2.4%に基づくプラス22円の932円が提示され、その後、歩み寄りがありプラス38円の948円の提示がありました。

その後も、双方の主張、御意見を伺い十分に協議を重ねました。労使双方更なる歩み寄りの姿勢もありましたが、意見の一致には至らず、公益委員から引上額プラス40円の950円を提案しました。

そして、公益提案に関し採決を行いましたところ、賛成6名、反対2名で決議され、専門部会報告書を作成いたしました。

	<p>以上が専門部会における審議の概要です。</p> <p>それでは、事務局で専門部会報告書の写しを配布し、読み上げてください。</p>
事務局	(専門部会報告書の配布)
安藤室長補佐	(専門部会報告書の朗読)
栗山部会長	専門部会の結論は報告書のとおりです。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの専門部会の結論、「岐阜県最低賃金につきましては時間額 910 円を 40 円引上げ 950 円とする。」ということにつきまして、御意見がございましたらお伺いいたします。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	特にございません。
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>岐阜県におきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項による最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とするとはしておりませんので、先程の専門部会報告につきまして採決を行いたいと思います。</p> <p>それでは、「岐阜県最低賃金については時間額 910 円を 40 円引上げ 950 円とする。」との専門部会報告についての結論に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

各委員	(賛成：10名挙手)
高橋会長	それでは反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：3名挙手)
高橋会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成10名、反対3名 ということでした。賛成多数により専門部会報告の結論を当審議会の結論として答申することといたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を配布)
高橋会長	事務局で答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
(高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動)	
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
高橋会長	答申いたします。 (局長に答申文を手渡す)

千葉局長	ありがとうございます。
(高橋会長、千葉局長、席に戻る)	
千葉局長	<p>ただ今、岐阜県最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに深く感謝申し上げます。</p> <p>早速、この答申をもとに所要の手続きを取ることにいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>それでは議事を続けます。</p> <p>議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。</p> <p>諮問のありました3件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行います。</p> <p>最初に労働者側委員から御意見があれば伺います。</p>
栗本委員	特にございません。
高橋会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	<p>特定最低賃金（自動車、電気、航空機）の3業種について、改正決定の必要性ありとして協議をさせていただきます。</p> <p>それぞれの業種について、少し考え方を述べさせていただきます。</p> <p>自動車につきましては、岐阜県内の主要産業の1つでありますので、本年度について改正決定の協議をさせていただきます。</p>

	<p>電気についてですが、今回岐阜県最低賃金が 40 円引上げられ 910 円から 950 円になりました。現在、電機は 929 円ですので、昨年に続いて、岐阜県最低賃金より低い額になっています。全国的な流れでいいますと、地域別最低賃金より低い額になった特定最低賃金は、改正決定を行わない地域もございます。しかし、これまで築いてきた関係労使が産業発展のために協力してきた実績がありますので、改正決定の必要性ありとさせていただきますが、金額交渉とともに関係労使の意見交換にも重点を置いた議論する。そういった場を持つということで、御理解をいただきたいと思えます。</p>
川本委員	<p>航空機につきましては、航空機自体の水準が非常に高く県内で一番高い業種になりますが、コロナ禍で冷え込んだ需要が一部回復してきているということを踏まえまして、改正決定の必要ありと判断しております。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 労働者側委員は必要性ありという御意見でよろしいですね。</p>
栗本委員	<p>はい。</p>
高橋会長	<p>それでは、労使双方とも特定最低賃金の改正決定につきましては、必要性が有るとの御意見でしたので、「電気・自動車・航空機」の 3 件につきまして、「改正決定の必要性あり」ということで答申をさせていただきます。 事務局で答申案を準備してください。</p>
事務局	<p>(答申案を配布)</p>
高橋会長	<p>事務局で答申案を読み上げてください。</p>

安藤室長補佐	(答申案朗読)
高橋会長	ありがとうございました。 この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
高橋会長	では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を準備してください。
安藤室長補佐	(会長に答申文を渡す)
(高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動、室長諮問文持参し局長に同行)	
高橋会長	答申します。 (局長に答申文を手渡す)
平野室長	(諮問文を局長に手渡す)
千葉局長	ありがとうございました。「改正決定の必要性あり」の答申をいただきました特定最賃に関する「金額改正」の諮問をさせていただきます。 (諮問文の朗読) (諮問文を会長に手渡す) よろしく願いいたします。
高橋会長	承知しました。
事務局	(諮問文の写しを配布)

高橋会長	<p>ただ今、岐阜労働局長から、特定最低賃金の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査審議を行うことといたします。</p> <p>なお、審議会の議決についてですが、全会一致の場合には、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき従前どおり「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
高橋会長	<p>では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>最後の議題 3 「その他」についてです。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
平野室長	<p>2 つあります。</p> <p>1 つ目は、専門部会において使用者側委員から最低賃金引き上げに向けた支援施策等の要望がありましたので、次回 8 月 23 日の審議会において、最低賃金法第 21 条に基づく「建議」に関し提案させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
安藤室長補佐	<p>それから、連絡事項がございます。</p> <p>答申をいただきました岐阜県最低賃金の改正決定について、今後のスケジュールを申し上げます。</p> <p>本日、異議申出に係る公示を行います。締め切りは 8 月 22 日（火）となります。</p> <p>異議申出があった場合は、8 月 23 日（水）午前 10 時から異議申出に係る審議会を開催いたします。</p> <p>また、特定最低賃金の専門部会の設置が決められましたので、明日、委員の推薦公示と意見書の提出の公示を行い、期限はいずれも 8 月 29 日（火）とします。</p>

	<p>なお、第1回特定最低賃金合同専門部会は、9月11日(月)午後1時30分から開催を予定しています。</p>
高橋会長	<p>各側委員の方から何かありますでしょうか。</p>
栗本委員	<p>労側から意見を少し述べさせていただきたいと思えます。目安伝達が出されてから、労側として地域間格差の是正、労働力の流出防止等を訴えてまいりましたが、これらを真摯に受け止め公益としての考えを取りまとめいただいたことに深く感謝を申し上げます。</p> <p>また、これまでの議論の中で労使双方の主張に隔たりがありながらも、真摯に議論を尽くした結果により一定の結論に至ったことは大変意義深いと捉えております。</p> <p>今一度労側から見解を述べさせていただくとしましたら、今回の最低賃金が最低賃金法の趣旨に則り、労働者が安定した生活や労働力の質的向上に資するとともに、岐阜県の経済の健全な発展に寄与することを願いたいと思えます。</p> <p>とりわけ、最低賃金近傍で働く方にとって、近年の物価高に対して少しでも不安を軽減できるものであるようにと願いたいと思えます。</p> <p>また、最低賃金が上がることによりまして就業制限をする方もいらっしゃるという課題もあります。これらの社会保障制度につきましては連合としても課題として捉えており、これに対して様々な要望をしていることを申し添えたいと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使側の委員の方からもありますでしょうか。</p>
澤村委員	<p>今回の審議会では岐阜県の企業、特に中小企業、小規模企業の状況、声をお伝えさせていただきました。中小企業</p>

	<p>や小規模企業は未だ業績が回復しておらず厳しい経営環境にある企業がたくさんあるのが現状でございます。先程事務局の方からも、御提案いただいております、行政には賃上げしやすい環境整備とともに適正な価格転嫁が進むよう企業への支援を継続して実施していただきたい。そうゆうところをお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>各側の委員の皆様から総括的な御意見を頂戴したというふうに思います。</p> <p>それでは、本日の審議会は閉会とさせていただきます。</p> <p>次回は、8月23日（水）午前10時から開催いたします。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>